

越後文書宝翰集毛利安田氏文書と

元禄四年米沢藩文書差出

矢田 俊文

はじめに

本稿の目的は、元禄四年（一六九一）に米沢藩に差し出された安田氏の文書目録と現存する越後文書宝翰集毛利安田氏文書を検討することを通じて、文書の伝来研究にとって近世の状況を明らかにすることの重要性を明確にすることにある。

中世以来の武士で、近世に上杉家中として文書を伝来してきた武士の家の文書が、近世・近代を通じてどのように伝来され今日に至っているかを究明した研究としては、田島光男氏の山吉氏文書・色部氏文書の研究がある。⁽¹⁾

私も中条氏・色部氏・柿崎氏・平子氏・山吉氏文書の近世の伝来の状況について検討を行ってきた。私がいままでに明らかにしたことは次のようなものである。⁽²⁾

- 1、元禄四年に差し出された文書によって「謙信公御書」「景勝公御書」が作成された。
- 2、「謙信公御書」「景勝公御書」に記載されている文書の所持者は、元禄四年の時点での伝来である。
- 3、上杉家文書には、本来、上杉家ではなく、柿崎家・平子家に伝来すべき文書が混在して伝来している。柿崎家・平子家に伝来すべき文書が上杉家に混入した契機は、柿崎家・平子家が米沢藩に文書を差出したのちに返却されなかったことによる。

4、寛永十六年(一六三九)の差し出しは米沢二代藩主上杉定勝作成の「古筆案」作成と対応する。寛文十年(一六七〇)の差し出しは米沢藩江戸家老竹俣義秀の古案改帳作成に対応する。元禄四年と元禄九年(一六九六)の差し出しは米沢藩編集「謙信公御書」等の編纂物に対応する。

以上の検討を踏まえ、本稿では、二〇〇五年度に新潟県が購入し新潟県立歴史博物館が所蔵する越後文書宝翰集毛利安田氏文書と元禄四年時点における安田氏が米沢藩へ差し出した文書の関係を考察したい。

一、元禄四年米沢藩文書差出と越後文書宝翰集毛利安田氏文書

本節では、元禄四年米沢藩文書差出と越後文書宝翰集毛利安田氏文書の関係について検討する。

元禄四年、米沢藩士安田和泉は、藩に自らが所持する文書を差し出した。その時に差し出した文書の目録が次の史料1「御書御感状目録之認」⁽³⁾である。「御書御感状目録之認」は、元禄四年九月に米沢藩記録方が家中から提出させた文書の本庄組などの組別にわけ、さらに各家ごとに目録化したものである。⁽⁴⁾

(史料1)

安田和泉

- 一、秀忠公の景勝公江被遣御書 一通
- 一、福嶋信濃守様へ安田上総へ被下御状 一通
- 一、松平飛騨守様へ安田上総へ被下御状 一通

× 三通

(中略)

安田和泉

一、為景公御書 拾卷通

一、安田百江一通

一、同 弥八郎江四通

内
一、同 越中江五通

一、弥八郎家来五人江卷通 但、弥八郎江御書卷通分一包ニメ、

一、景虎公御書七通、外 二本庄・直江・大熊誓詞卷通、合八通

一、毛利越中江式通

一、同人江三人誓詞卷通、但卷包ニメ、

一、同人江式通

一、安田惣八郎江卷通

一、同久千代丸江卷通

一、御朱印卷通

一、景勝公御書 六通

一、安田弥九郎江三通

一、同 上総江卷通

一、同 上総・岩井備中・大石播磨卷通

四
一、同 上総・甘粕備後・岩井備中・大石播磨・本庄越前江老通 但、本書歟写歟分明^二無御座候、

一、能景御書四通、外執事之連判老通、合五通

一、毛利越中江三通

内一、同修理亮江老通

一、同人江実高・対存胤連判老通
但、裏御判形有

一、不退寺山落着之古書 三通

一、從長尾能景公毛利越中江老通

内一、対馬守定高、下野守頼信乃毛利越中江老通

一、定永乃毛利越中江老通

一、対馬守定高時、ノ相役連判七通

一、対馬守定高・左衛門尉頼泰乃安田修理亮江式通

内一、対馬守定高乃毛利越中江式通

一、定高・定泰乃安田越中江一通

一、対馬守定高・三河守輔景乃毛利越中江式通

一、常越御書、下野守朝臣古書 合式通

内 一、常越公乃毛利修理亮江一通

一、下野守朝臣乃中阿弥陀仏江老通

一、古書 四通

一、可諄公御書一通

内

一、長尾上野入道公江沙弥道意右壹通

一、性景公右諏訪部孫五郎右壹通

一、憲景公右宮浦三六江一通

一、古書 七通

一、御下状 弍通

内

一、道繼御書 壹通

一、古書有合判 壹通

一、同沙弥判 三通

一、房能御判弍通、内壹通ハ毛利弥九郎、壹通ハ同修理亮

×五拾三通、先祖江被成下御書・御感状并古状・証文

一、那波駿河守江氏照公右三通

一、景虎公右北條丹後江一通

一、桐沢但馬御書四通

内

一、景虎公御朱印 一通

一、景勝公御書 三通

×八通ハ安田一家江之御書

一、景勝公ら宇野民部少輔江御書式通、内巻通ハ御朱印

一、景勝公ら西片弥兵衛江御書式通、内巻通ハ御朱印

三〇
メ四通ハ他家江被下御書

合六拾五通、目録表本ニメ

表1は、史料1を区分ごとにまとめ、さらに、現存する越後文書宝翰集と謙信公御書集・景勝公御書集との対応関係を明示したものである。

史料1は、大きく二つに分かれる(表aとb・d)。aとb・dは、おなじ「御書御感状目録之認」に「安田和泉」が差出した文書と記されているもの、他家差し出しの目録が入り込んでいて記載箇所が離れている。さらに、b・dはそれぞれ、b・c・dと別のまとまりとして記載されている。

a・dそれぞれのまとまりのうち、まず、b「五拾三通、先祖江被成下御書・御感状・古状・証文」に注目して検討してみよう。bは、他の項目と違い、安田和泉の先祖に下された御書・御感状・古状・証文であると書かれている。これが、現存する越後文書宝翰集毛利安田氏文書と対応するのではないか。

まず、表1bと越後文書宝翰集毛利安田氏文書との対応関係を考えてみよう。表2は、越後文書宝翰集毛利安田氏文書の一覧表である。文書番号は新潟県史の文書番号⁽⁵⁾であるが、原本調査等の検討により、文書名は変更している。

表1の越後文書宝翰集毛利安田氏文書の項には、新潟県史の越後文書宝翰集毛利安田氏文書の文書番号を掲げたが、そのうち、b2-1-1685・b3-1-1689・b7-1-1617は越後文書宝翰集毛利安田氏文書以外の越後文書宝翰集所収文書である。b2-1-1685は上杉謙信が安田惣八郎に宛てた文書、b3-1-1689は上杉景勝が安田弥九郎に宛てた文書であり、史料1の安田和泉提出の文書目録にも載っているものであるから、間違いなく毛利安田氏に伝来した文書である。

項目	文 書 名	数量(通)	新 潟 県 史 資 料 編 中 世	上杉家御書集成	備 考
6	対馬守定高時々の相役連判	7	—		
	対馬守定高・左衛門尉頼泰より安田修理亮へ	2	1542.1543		
	対馬守定高より毛利越中へ	2	1545.1546		
	定高・定泰より安田越中へ	1	1547		
	対馬守定高・三河守輔景より毛利越中江	2	1548		
7	常越御書、下野守朝臣古書	2	—		
	常越公より毛利修理亮へ	1	1538		
	下野守朝臣より中阿弥陀仏へ	1	1617		1617は宝翰集 斎藤氏文書
8	古書	4	—		
	可諄公御書	1	1553		
	長尾上野入道公へ沙弥道意より	1	1539		
	性景公より諏訪部孫五郎へ	1	1541		
	憲景公より宮浦三六へ	1	1540		
9	古書	7	—		
	御下状	2	1531.1535カ		
	道継御書	1	1534		
	古書有合判	1			
	同 沙弥判	3	1533		
10	房能御判	2	—		
	毛利弥九郎	1	1554		
	毛利修理亮	1	1532カ.1552		
c	安田一家への御書	小計 8	—		
1	那波駿河守へ北条氏照公より	3			現斎藤秀夫氏 所蔵文書
	景虎公より北條丹後へ	1			天正6年9月 2日カ
	桐沢但馬御書	4	—		
3	景虎公御朱印	1	2767	899カ	現斎藤秀夫氏 所蔵文書
	景勝公御書	3	2766.2765.2768	886.887.888	
d	他家への御書	小計 4	—		
1	景勝公より宇野民部少輔へ御書	2	2763.2764	764.765	現斎藤秀夫氏 所蔵文書
	2	景勝公より西片弥兵衛へ御書	2	766.767	
	総 計	65			

表1 元禄4年米沢藩安田和泉差出文書一覧表

項目	文 書 名	数量(通)	新 潟 県 史 資 料 編 中 世	上杉家御書集成	備 考
a 1	秀忠公より景勝公への御書	1		476	現上杉家文書
2	福嶋信濃守様より安田上総への御状	1			
3	松平飛騨守様より安田上総への御状	1			
b	先祖への御書・御感状・古状・証文	小計53	—		
1	為景公御書	11	—		
	安田百へ	1	1563		
	安田弥八郎へ	4	1556. 1558. 1561. 1565		
	安田越中へ	5	1555. 1559. 1560. 1562. 1564		
	安田弥八郎家来5人へ	1	1557		
2	景虎公御書本庄・直江・大熊誓詞	8	—		1685は宝翰集 雑文書
	毛利越中へ	2	1566. 1567		
	毛利越中へ3人誓詞	1	1571		
	毛利越中へ	2	1568. 1569		
	安田惣八郎へ	1	1685		
	安田久千代丸へ	1	1572		
3	景勝公御書	6	—		1689は宝翰集 雑文書
	安田弥九郎へ	3] 1574. 1576. 1577. 1689] 770. 771. 772	
	安田上総へ	1			
	安田上総・岩井備中・大石播磨	1	1575	769	
	安田上総・甘粕備後・岩井備中・ 大石播磨・本庄越前へ	1	1578	773	
4	長尾能景御書・執事の連判	5	—		
	毛利越中へ	3			
	毛利修理亮へ	1			
	毛利修理亮へ実高対存胤連判	1			
5	不退寺山落着の古書	3	—		
	長尾能景公より毛利越中へ	1	1551		
	対馬守定高・下野守頼信より毛利 越中へ	1	1550		
	定永より毛利越中へ	1	1570		

注) 新潟県史資料編中世は、文書番号。上杉家御書集成は、『上杉家御書集成』Ⅰ・Ⅱの文書番号

b7-1617は、現在は越後文書宝翰集の斎藤氏文書所収のものとしてされている。すでに『新潟県史 資料編4 中世二』で指摘されているように、この文書はb7-1538を受けて発給された文書である。さらに、名宛人の中阿弥陀仏は形式的宛所であり、文書の内容からこの文書を手に入れて利益を得るものは毛利安田氏であり、史料1の安田和泉提出の文書目録にも載っているものであるから、このb7-1617も毛利安田氏が伝来した文書であることがわかる。

次にb7-1617以外の宛所のうち毛利安田氏宛ではない文書について見てみよう。表1のうち宛所が毛利安田氏宛ではない文書は、b1-1557・b8-1539・1541・1540である。このうち、b8-1539・1541・1540は宛所が毛利安田氏宛ではないものの、内容を見るとこの文書を手に入れて利益を得るものは毛利安田氏であり、この宛所は形式的宛所で、文書が発給された時点から毛利安田氏に伝来された文書であることがわかる。

b1-1557はどうか。次の史料2は、越後文書宝翰集毛利安田氏文書である。

(史料2)

去廿六日弥八郎殿在所へ、松郷・秋山・志駄以下取懸候処、各出合、遂一戦、為始松郷与次郎并志駄、敵数多被討捕之段、戦功無比類候、何様静謐之上可感之候、弥可被致忠節事簡要候、恐々謹言、

以各通雖可申届候、路次不自由之間、一通三啓候、

九月廿九日

須賀大炊助殿

同与三左衛門尉殿

同藏人丞殿

同雅楽助殿

(長尾)
為景(花押)

郡彦右衛門尉殿

史料2は、史料1の「為景公御書 拾壹通」のうちの「弥八郎家来五人江壹通」と考えて間違いないだろう。史料2に見える「弥八郎」は安田弥八郎のことで、安田弥八郎も史料2と同内容の次のような文書を長尾為景からもらっている。

(史料3)

去廿六日松郷・秋山・志駄御在所へ取懸候処、家風中出合、遂一戦、為始松郷与次郎并志駄、敵数多被討捕之段、御忠節無比類候、何様静謐之上、所帯方義可申合候、依之、家風中以切紙申届候、弥御忠切簡要候、恐々謹言、

九月廿九日

長尾

為景(花押)

安田弥八郎殿

史料3は、史料1の「為景公御書 拾壹通」のうちの安田弥八郎宛文書四通のうちの一つで、越後文書宝翰集毛利安田氏文書所収文書である。

史料2と史料3は同内容・同月日の文書である。史料3の宛所は毛利安田氏宛であり、毛利安田氏が伝来してきた文書である。資料3は、史料1にも安田和泉が伝来していた文書として記載されている。

ではなぜ、史料2にみるように、安田氏宛のものではない須賀大炊助・須賀与三左衛門尉・須賀藏人丞・須賀雅楽助・郡彦右衛門尉宛の文書(表1b1、表2-128)が元禄期に安田氏に伝来され、現在越後文書宝翰集毛利安田氏文書として伝来しているのだろうか。それは、史料2が史料3と共に毛利安田氏のもとに送られてきたからであろう。史料1の「為景公御書 拾壹通」の項に、「一、弥八郎家来五人江壹通 但、弥八郎江御書壹通分一包ニメ」と見える。現在の越後文書宝翰集毛利安田氏文書は卷子となっていて、元は文書がどのように包まれていたのかはただちにはわからないが、元禄四年

	西曆	年月日	文書名	差出人	名宛人	文書番号
28	—	—, 9.29	長尾為景感状	為景(花押)	須賀大炊助殿・同与三左衛門尉殿・同藏人丞殿・同雅樂助殿・郡彦右衛門尉殿	1557
29	—	—, 9.29	長尾為景感状	長尾為景(花押)	安田弥八郎殿	1558
30	(1534)	(天文3カ), 2. 9	長尾為景感状	長尾為景(花押)	安田越中守殿	1559
31	(1534)	(天文3カ), 2. 9	長尾為景副状	長尾為景(花押)	毛利越中守殿	1560
32	(1534)	(天文3カ), 1.10	長尾蘇久(為景)感状	蘇久(黒印)	安田弥八郎殿	1561
33	(1534)	(天文3カ), 3.10	長尾為景書状	長尾為景(朱印)	安田越中守殿	1562
34	1515	永正12. 閏2. 7	長尾為景判物	為景(花押)	安田百殿	1563
35	(1534)	(天文3カ), 5.24	長尾為景感状	為景(花押)	安田越中守殿	1564
36	(1533)	(天文2カ), 11. 5	長尾為景感状	長尾為景(花押)	安田弥八郎殿	1565
37	—	—, 7. 8	長尾景虎書状	彈正少弼景虎(花押)	謹上 毛利越中守殿	1566
38	—	—, 閏5. 5	長尾景虎書状	平景虎(花押)	謹上 毛利越中守殿	1567
39	—	—, 1.14	長尾宗心書状	長尾入道宗心(花押)	毛利越中守殿	1568
40	—	—, 2.13	長尾宗心書状	長尾入道宗心(花押)	毛利越中守殿	1569
41	1407	応永14.12.23	安田常全憲朝書状	—	—	—
42	(1478)	—, 6.17	上杉定永書状	定永(花押)	毛利越中守殿	1570
43	1555	天文24. 2. 3	本庄宗綏・直江実綱・大熊朝秀連署起請文	大熊備前守朝秀(花押血判)・直江与兵衛尉実綱(花押血判)・本庄新左衛門入道宗綏(花押血判)	安田越州	1571
44	—	—, 1.28	上杉謙信名字状	謙信(花押)	安田久千代九殿	1572
45	1612	慶長17. 8. 吉日	安田能元讓状	上総介能元(花押)	六十郎殿	1573
46	—	—, 2. 3	上杉景勝感状	景勝(花押)	安田弥九郎殿	1574
47	—	—, 2. 2	上杉景勝書状	景勝(花押)	安田上総介殿・岩井備中守殿・大石播磨守殿	1575
48	1580	天正 8. 9.25	上杉景勝判物	景勝(花押)	安田弥九郎殿	1576
49	—	—, 10.12	上杉景勝書状	景勝(花押)	安田上総介とのへ	1577
50	—	—, 6.10	上杉景勝書状	景勝(花押)	安田上総介殿・甘糟備後守殿・岩井備中守殿・大石播磨守殿・本庄越前守殿	1578
51	1602	慶長 6. 閏 11.23	春日元忠・山田喜左衛門尉知行目録	山田喜右衛門尉(黒印)・春日右衛門尉(黒印)	色部龍松殿	1579

表2 越後文書宝翰集毛利安田氏文書

	西曆	年月日	文書名	差出人	名宛人	文書番号
1	1374	応安 7. 4. 27	安田道幸讓状	道幸(花押)	——	1530
2	1380	康暦 2. 6. 28	室町將軍家(足利義満)下文	(花押)	毛利修理亮憲朝	1531
3	——	——. 6. 25	上杉道合(憲方)書下	道方(花押)	五郎殿	1532
4	1382	永徳 2. 11. 1	越後守護代長尾道継(景春)書下	沙弥(花押)	——	1533
5	——	——. 12. 19	長尾道継(景春)書状	道継(花押)	安田殿	1534
6	1389	康応 1. 6. (21)	足利義満御判教書	(花押)	——	1535
7	1407	応永14. 12. 23	安田常全(憲朝)讓状	常全(花押)	——	1536
8	1407	応永14. 12. 26	安田常全(憲朝)置文	常全(花押)	——	1537
9	1415	応永22. 8. 21	越後守護上杉常越(房方)書下	常越(花押)	毛利修理亮殿	1538
10	1426	応永33. 3. 20	越後守護上杉房朝老臣奉書	沙弥道意(花押)	長尾上野入道殿	1539
11	——	——. 4. 29	上杉家老臣奉書	憲景(花押)	宮浦三郎殿	1540
12	1430	永享 2. 4. 21	越後守護代長尾性景(邦景)書下	性景(花押)	諫方部孫五郎殿	1541
13	——	——. 1. 19	上杉家老臣連署奉書	定高(花押)・頼泰(花押)	安田修理亮殿	1542
14	1452	享徳 1. 9. 18	上杉家老臣連署奉書	対馬守定高(花押)・左衛門尉頼泰(花押)	安田修理亮殿	1543
15	1462	寛正 3. 12. 27	安田道元讓状	道元(花押)	——	1544
16	1471	文明 3. 12. 27	上杉家年寄奉書	対馬守定高(花押)	毛利越中守殿	1545
17	1472	文明 4. 3. 3	上杉家年寄奉書	対馬守定高(花押)	毛利越中守殿	1546
18	1473	文明 5. 10. 15	上杉家老臣連署奉書	定高(花押)・定泰(花押)	安田越□□殿	1547
19	1477	文明 9. 12. 27	上杉家年寄奉書	対馬守定高(花押)・三河守輔景(花押)	毛利越中守殿	1548
20	1477	文明 9. 12. 29	上杉家年寄奉書	対馬守定高(花押)・三河守輔景(花押)	毛利越中守殿	1549
21	1478	文明10. 12. 31	上杉房定老臣連署奉書	対馬守定高(花押)・下野守頼信(花押)	毛利越中守殿	1550
22	——	——. 6. 19	長尾能景書状	能景(花押)	毛利越中守殿	1551
23	1496	明応 5. 8. 19	上杉房能判物	房能(花押)	毛利修理亮殿	1552
24	——	——. 9. 21	上杉可諱顯定判物	可諱(花押影)	——	1553
25	1506	永正 3. 11. 23	上杉房能判物	房能(花押)	毛利弥九郎殿	1554
26	——	——. 2. 15	長尾為景感状	長尾為景(花押)	安田越中守殿	1555
27	——	——. 9. 20	長尾為景書状	長尾為景(花押)	安田弥八郎殿	1556

注) 文書番号は、新潟県史資料編中世の番号

の時点では、史料2と史料3が一包みになっていたことを理解することができる。よって、宛所が毛利安田氏と記されていない史料2も、毛利安田氏に伝来された文書であったことが確認できる。

史料1の文書目録が一通ごとの目録ではないこと、年月日が記されていないことから、現在の越後文書宝翰集毛利安田氏文書の一通一通を正確に対応させることはできないけれども、表1bが現在の越後文書宝翰集毛利安田氏文書とほぼ対応することから、表1b「先祖^江被成下御書・御感状^并古状・証文」の五三通がこれに当たることを確認できたと思う。⁽⁶⁾

さらに、以上の検討を通じて、近世のある時点の特定の家に伝来する文書目録の検討なしには現存する文書群の研究はできないことを明らかにできたと思う。

二、元禄四年米沢藩への文書差出と伝来

一節では、史料1の「五拾三通、先祖^江被成下御書・御感状^并古状・証文」を中心に文書の伝来について検討を行った。そこで、本節では、史料1の残りの項目について検討を行いたい。

はじめに、表1aについて検討しよう。表1aは先に述べたように、同じ安田和泉の項目に記される文書目録ではあるが、表1bとdとは離れた箇所書かれている。a1と3のうち、a2・3は、宛所が「安田上総」(史料1)であるから、元禄四年当時、毛利安田氏が伝来していた文書である。

では、a1「秀忠公より景勝公江被遣御書」(史料1)はどうであろうか。a1は、徳川秀忠が上杉景勝に与えた文書である。上杉景勝宛文書であるから毛利安田氏とは関わりがない。元禄四年当時毛利安田氏が上杉景勝宛徳川秀忠御内書を所持していたのであろうか。

a1は、「官庫書 二」⁽⁷⁾にも見え、次のように記されている。

(史料4)

安田和泉所持

為端午之賀儀、黄金拾両被相贈之、欣悦候、猶土井大炊助可述候、謹言

五月二日

(徳川)
秀忠御黒印

米沢

(上杉景勝)
中納言殿

史料4の「官庫書 二」は、「謙信公御書」「景勝公御書」などと同様に、米沢藩士等から差し出された文書等に基づき、修史事業のために元禄四年頃に米沢藩によって作られた文書集である。このような「官庫書 二」の中に「安田和泉所持」の文書として史料4上杉景勝宛徳川秀忠御内書が見える。史料4により、米沢藩は右の上杉景勝宛徳川秀忠御内書を安田和泉所持の文書として認識しているということである。元禄四年当時、なぜ上杉景勝宛徳川秀忠御内書を所持していたのかは不明であるが、間違いなく、安田和泉が所持していた。⁽⁸⁾

この上杉景勝宛徳川秀忠御内書は、現在上杉文書の内の一通として存在する。⁽⁹⁾ 現在は上杉家文書として伝来するが、元禄四年時点では、安田和泉が所持していた。

「はじめに」で述べたように、米沢藩に文書を差し出したのちに藩士のもとに文書が返却されなかったために、現在、上杉家文書として伝来する文書が数多く存在する。上杉景勝宛徳川秀忠御内書もその事例に該当する。『米沢藩御書集成 I』⁽¹⁰⁾は、上杉家文書の史料4上杉景勝宛徳川秀忠御内書について、見返しに「安田和泉」と記す張紙があると記している。

上杉家文書所収の上杉景勝宛徳川秀忠御内書は、安田和泉が米沢藩に所持する文書を差出した時に返却することなくそのまま米沢藩に残された文書であったのである。

次に表1c・dについて考えてみよう。c・dも、景勝公御書に文書が掲載されている(表1)。それらはいずれも、史料4と同様、「安田和泉所持」と記されている。表1c・dの文書は、元禄四年時点では、まちがいなく安田和泉所持の文書であった。

ここでは、表1c・dのうち、安田和泉所持となった経緯が推定できる表1c1「那波駿河守江氏照公る三通」(史料1)と記される那波駿河守宛北条氏照書状について考えてみよう。

表1c1に当たる現存する文書を探すと、次の三通の文書がそれに該当する。

六月二十一日那波駿河守宛北条氏照書状⁽¹¹⁾

八月二十三日那波駿河守宛北条氏照書状⁽¹²⁾

十二月十五日那波駿河守宛北条氏照書状⁽¹³⁾

右の文書の現在の所蔵者は斎藤秀夫氏で、元の所蔵者は新潟市長をつとめた桜井市作氏で、東京大学史料編纂所には桜井氏所蔵「色部文書」として影写本が残されている。⁽¹⁴⁾

右の文書は現存し、三通とも那波駿河守宛に発給された文書であるから、これだけの情報から考えると那波氏が代々伝来し、近代になって他の家の所蔵となったと推測されるかも知れない。しかし、史料1には、右の文書は安田一家に出された文書であると記されている。明らかに、元禄四年当時は、安田一家が所持した文書であったのである。

ではなぜ、那波駿河守宛北条氏照書状が安田一家の文書なのか。それは、元禄以前に那波家から安田家に養子にはいり、この文書が安田氏所持となったためである。

「御家中諸士略系譜」の安田上総介能元の息子安田上総介俊広の項には、「実、信州稻荷山城主十二万石那和駿河守顕宗二男、始六十郎兵庫、慶長五年養子ト成り、同十九年大坂御陣ニ父ト共ニ供奉、元和八年家督、秩四千三百三十石」⁽¹⁵⁾とある。

那波氏から慶長五年（一六〇〇）に安田氏に養子として那波駿河守顕宗の二男六十郎が入ったことから、那波氏は安田一家となり那波氏伝来の文書が安田氏の所持となったのである。c 2・3の北条丹後家も桐沢但馬家も那波氏と同様に元禄四年より以前のある時点で安田一家となったものと思われる。

表1 dは「他家江被下御書（史料1）」である。d 1・2とも宇野・西片宛上杉景勝発給文書であり、安田氏の先祖でも安田一家でもない。しかし、d 1・2は景勝公御書に史料4と同様に「安田和泉所持」と記されている。d 1・2は安田氏の他家の文書でありながら元禄四年時点では安田氏が所持していたのである。⁽¹⁸⁾

おわりに

以上、元禄四年に米沢藩に差し出された安田氏の文書目録と文書目録に關係する現存文書を検討してきた。最後に、本稿で明らかにした主な内容をあらためてまとめておきたい。

1、元禄四年時点で米沢藩士安田氏は先祖への御書・御感状・古状・証状と一家への御書と他家への御書を所持していた。

2、現在、新潟県立歴史博物館が所蔵する越後文書宝翰集毛利安田氏文書のほとんどは元禄四年時点で先祖への御書・御感状・古状・証状として安田氏が所持していた文書である。

3、現在、上杉家文書として伝来している五月二日付上杉景勝宛徳川秀忠御内書は元禄四年時点では、安田氏が所持していた。

以上の三点である。

現在伝来する文書は過去のことを明らかにする貴重な史料である。現在ある文書を分析することによって過去のことを明らかにすることは可能である。しかし、明らかにすることのできることは明らかにしなければならないことの一部ではない。現在残る文書がどのようにして伝来してきたのかを明らかにすることによって、文書により明らかにすることのできる枠を拡大することができる。中世の文書は近世・近代をへて伝来している。近世における中世文書の伝来の研究は重要である。

(註)

- (1) 田島光男「上杉氏家中山吉氏文書の伝来について」『郷土神奈川』三〇号、一九九二年。田島光男「色部氏文書の伝来と現況」小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九三年
- (2) 拙稿「元禄四年の上杉家中諸家文書差上と「米沢藩御書集」」『上杉家御書集成Ⅰ』上越市、二〇〇一年、同「中世平子文書の伝来と越後平子氏」『特別展 鎌倉御家人平子氏の西遷・北遷』横浜市歴史博物館、二〇〇三年、「近世前期における米沢藩の修史事業と山吉家」『資料学研究』二号、二〇〇五年
- (3) マイクロフィルム上杉文書
- (4) 田島光男前掲「上杉氏家中山吉氏文書の伝来について」
- (5) 『新潟県史』資料編4 中世二二
- (6) 表2-51の名宛人は色部龍松であり、この文書は色部氏に伝来した文書と考えられる。表2-45の名宛人六十郎は上総介能元の養子上総介俊広（御家中諸士略系譜）『上杉家御年譜』二二三）である。この文書は史料1には記載されていないが、本来、毛利安田氏に伝来すべき文書であり、現在、越後文書宝翰集毛利安田氏文書として伝来している。

(7) 『米沢藩御書集成Ⅰ』(上越市史叢書6) 上越市、二〇〇一年
(8) 上杉景勝宛徳川秀忠御内書を元禄四年の時点で安田氏が伝来していた理由としては、上杉家から元禄四年までに同文書が安田氏に下賜されたことと、発給された当初から安田氏が所持していたことの二つが考えられるが、現在残る史料からは、発給された当初から安田氏が所持していたと考えるほうがいいのではないか。

(9) 『大日本古文書 上杉家文書之二』九二〇号

(10) 『米沢藩御書集成Ⅰ』上越市、二〇〇一年、二五五頁

(11) 本文書は、『戦国遺文 後北条氏編 第四卷』二六八三号に翻刻されている。

(12) 本文書は、『戦国遺文 後北条氏編 第三卷』二四〇二号に翻刻されている。

(13) 本文書は、『戦国遺文 後北条氏編 第三卷』二七五四号に翻刻されている。

(14) 阿部洋輔「越佐関係中世史料(一)」『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、一九九四年。本論文には、三通的那波駿河守宛北条氏照書状の原本の料紙の法量・形態等が記されている。なお、『戦国遺文 後北条氏編』二四〇二・二六八三・二七五四号の典拠は、桜井市作氏所蔵色部文書とあるので、『戦国遺文 後北条氏編』の文書翻刻は東京大学史料編纂所影写本に拠っているものと思われる。

(15) 「御家中諸士略系譜」『上杉家御年譜』一三三

(16) 「景虎公る北條丹後江一通」は、(天正六年)九月二日北条丹後守宛上杉景虎書状(『新潟県史 資料編5 中世3』三四二二号)の可能性がある。

(17) 桐沢氏の文書も、現在は斎藤秀夫氏所蔵文書。那波氏と同様の伝来をしている。阿部洋輔前掲「越佐関係中世史料(一)」参照。

(18) d1宇野氏の文書も、現在は斎藤秀夫氏所蔵文書。那波氏と同様の伝来をしている。阿部洋輔前掲「越佐関係中世史料(一)」参照。